

資料 2

諮問事項

五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

5 自 第 号
令和 年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事
(環境部自然環境課)

五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区の指定について (諮問)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

2 諮問理由

法第29条第1項の規定により、知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。とされている。

五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区については、令和5年11月14日をもって存続期間が満了するが、引き続き森林に生息する鳥獣の保護を図る必要があることから、当該区域を特別保護地区に再度指定するため、諮問を行うもの。

五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

福岡県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、令和5年11月14日をもって存続期間が満了する五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区について特別保護地区の再度指定を予定している。

五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区の沿革

昭和44年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区に設定。昭和58年に鳥獣保護区及び特別保護地区の一部を変更し、県設に設定替し10年毎に更新し現在に至る。

1 五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区について

(1) 特別保護地区の区域及び面積

那珂川市に所在する国有林福岡森林計画区95林班（林道堀切線から東側の部分を除く。）

林野	農耕地	水面	その他	合計
102ha	-ha	-ha	-ha	102ha

(2) 特別保護地区の存続期間

令和5年11月15日から令和15年11月14日まで（10年間）

(3) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(4) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(5) 当該地域の農林水産物の被害状況

被害は特になし

(6) 特別保護地区指定の理由

五ヶ山鳥獣保護区は、那珂川市南部と佐賀県との県境に位置し、脊振山系の一部としてその全域が脊振雷山県立自然公園となっている。那珂川を谷底として周囲を山岳に囲まれ、広葉樹等の豊かな植生に恵まれており、野生鳥獣の生息に適し、特に鳥類の種類及び生息数が多い。また、大陸と日本及び日本列島を移動する鳥類の渡りの中継地ともなっている。

特に当該鳥獣保護区の中でも、北部はアカマツ二次林やシイ・カシ二次林などの植生がモザイク状に見られる。これらの植生が小型鳥類のエサ場を提供するため、多くの鳥類が生息、繁殖している。また、サシバ（福岡県準絶滅危惧）、アオバズク（福岡県絶滅

危惧Ⅱ類)などの生態系ピラミッドの頂点に位置する猛禽類も生息しており、豊かな生態系が維持されている。

このため、当該区域は、五ヶ山鳥獣保護区内でも特に重要な地域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

(7) 保護管理方針

- ア 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- イ 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

2 公告・縦覧の結果

法第29条第4項において準用する法第28条第4項の規定に基づき、令和5年6月9日に告示し、同日から6月22日までの2週間、指針案等を縦覧に供したが、住民等から意見書の提出はなかった。

3 意見照会結果

法第29条第4項において準用する法第28条第3項の規定に基づき、那珂川市、福岡市に意見照会を行ったが、異議がある旨の回答はなかった。

また、利害関係人として市ノ瀬区自治会、筑紫猟友会、西福岡猟友会、日本野鳥の会福岡支部、筑紫農業協同組合、福岡県広域森林組合、福岡県那珂県土整備事務所にも意見照会を行ったが、異議がある旨の回答はなかった。

4 公聴会の開催その他必要な措置について

利害関係人等からの異議はなかったため、法第29条第4項において準用する法第28条第6項に基づく公聴会の開催等の措置は講じなかった。

生息する鳥獣類リスト
ア-1.鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ		留鳥
カツオドリ	ウ	カワウ		冬鳥
ペリカン	サギ	ダイサギ チュウサギ アオサギ	NT	留鳥 夏鳥 留鳥
カモ	カモ	オシドリ マガモ カルガモ コガモ ヨシガモ オカヨシガモ ホシハジロ キンクロハジロ ウミアイサ	DD	冬鳥 冬鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥
タカ	タカ	ミサゴ ハチクマ トビ オオタカ ツミ ハイタカ ノスリ サシバ	NT NT NT NT NT VU	留鳥 旅鳥 留鳥 冬鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 夏鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ チョウゲンボウ	VU、国内希少	留鳥 冬鳥
キジ	キジ	ヤマドリ		留鳥
ツル	クイナ	バン オオバン		留鳥 留鳥
チドリ	チドリ	コチドリ イカルチドリ		留鳥 留鳥
ハト	ハト	○ キジバト アオバト		留鳥 留鳥
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ カッコウ ○ ホトトギス		夏鳥 夏鳥 夏鳥
フクロウ	フクロウ	コノハズク ○ アオバズク ○ フクロウ		夏鳥 夏鳥 留鳥
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT	夏鳥
ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ アカショウビン カワセミ		留鳥 夏鳥 留鳥
キツツキ	キツツキ	○ アオゲラ ○ コゲラ		留鳥 留鳥

スズメ	ヤイロチョウ	<u>ヤイロチョウ</u>	EN、国内希少	夏鳥
	ツバメ	ツバメ		夏鳥
	セキレイ	○ キセキレイ セグロセキレイ		留鳥 留鳥
	サンショウクイ	○ リュウキュウサンショウクイ		留鳥
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ		留鳥
	モズ	○ モズ		留鳥
	カワガラス	カワガラス		留鳥
	ミソサザイ	ミソサザイ		留鳥
	ヒタキ	ノゴマ ルリヒタキ ○ ジョウビタキ イソヒヨドリ トラツグミ ○ シロハラ ツグミ		旅鳥 冬鳥 冬鳥 留鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥
	ウグイス	ヤブサメ ○ ウグイス		夏鳥 留鳥
	ムシクイ	エゾムシクイ		旅鳥
	クイタダキ	クイタダキ		冬鳥
	ヒタキ	○ キビタキ ○ オオルリ		夏鳥 夏鳥
	カササギヒタキ	サンコウチョウ		夏鳥
	エナガ	○ エナガ		留鳥
	シジュウカラ	○ ヤマガラ ○ シジュウカラ		留鳥 留鳥
	メジロ	○ メジロ		留鳥
	ホオジロ	○ ホオジロ カシラダカ ミヤマホオジロ <u>シマアオジ</u> ○ アオジ クロジ	CR、国内希少	留鳥 冬鳥 冬鳥 旅鳥 冬鳥 冬鳥

アトリ	アトリ ○ カワラヒワ マヒワ ベニマシコ ウソ ○ イカル	冬鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 留鳥
ハタオリドリ	スズメ	留鳥
カラス	○ カケス ハシボソガラス ○ ハシブトガラス	留鳥 留鳥 留鳥
合計	15目 34科	86種

ア-2.鳥類(外来生物)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	コジュケイ		留鳥
	チメドリ	○ ガビチョウ* ○ ソウシチョウ*		留鳥 留鳥
	カラス	カササギ		留鳥
合計	1目 3科	4種		

(注)

- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改定第7版(平成24年9月、日本鳥学会)に拠った。
 - 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2020
EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類
VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物:文化財保護法による天然記念物
 - 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
 - 備考欄には、福岡県レッドデータブック2011に従って留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。
- ※ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条に規定する特定外来生物

イー1. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
サル	オナガザル	ニホンザル		
ネコ	イヌ	タヌキ アカギツネ		
	イタチ	○ ニホンテン ニホンイタチ ○ アナグマ		
ウシ	イノシシ	○ イノシシ		
ネズミ	ネズミ	カヤネズミ		
ウサギ	ウサギ	○ ニホンノウサギ		
合計	5目	6科	9種	

イー2. 獣類(外来生物)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
ネコ	イタチ	シベリアイタチ		
	アライグマ	アライグマ [※]		
合計	1目	2科	2種	

(注)

1. 獣類の目・科・種(和名)及び配列は、世界哺乳類標準和名目録(哺乳類科学 第58巻別冊、2018年6月)に拠った。
 2. 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2020
EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類
VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物:文化財保護法による天然記念物
 3. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- ※ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条に規定する特定外来生物

鳥獣保護区及び特別保護地区制度の概要

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、特に必要があると認めるとき、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して指定 (法第28条第1項)	○狩猟を禁止 (法第11条第1項) ○営巣、給餌等保護繁殖施設設置に係る受忍義務 (法第28条第11項)	20年以内 (本県では10年) 期間は更新可 (法第28条第7項)
特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があると認められる区域を指定 (法第29条第1項)	○開発行為を規制 【要許可行為】 ・工作物の設置 ・水面の埋め立て又は干拓 ・木竹の伐採 (法第29条第7項) ※ただし、鳥獣の保護上支障のない行為は許可不要 (施行細則第24条)	鳥獣保護区の存続期間の範囲内 (本県では10年) (法第29条第2項)

※鳥獣の保護に支障がないと認められる行為（施行細則第24条）

- ① 水面の埋め立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの
- ② 単木伐採、木竹の本数において20%以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐
- ③ 次に掲げる工作物の設置
 - イ 住宅及びこれに付随する工作物
 - ロ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑
 - ハ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎
 - ニ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設
 - ホ その面積が30㎡以内の休憩所又は停留所
 - ヘ その高さが5m以内の展望台
 - ト その延長が500m以内の歩道
 - チ その高さが3m以内であり、かつ、その長さが5m以内の公園遊戯施設
 - リ その面積が15㎡以内の公衆便所
 - ヌ その高さが5m以内であり、かつ、その面積が15㎡以内の仮工作物
 - ル 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物
 - ヲ その延長が500m以内の道路（軌道を含む）の改修のための工作物
 - ワ 自然木を利用した仮設軽索道
 - カ 既存工作物に付随する工作物であつて、その高さが5m以内であり、かつ、その面積が15㎡以内のもの



* 法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

* 施行細則：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年福岡県規則第23号）

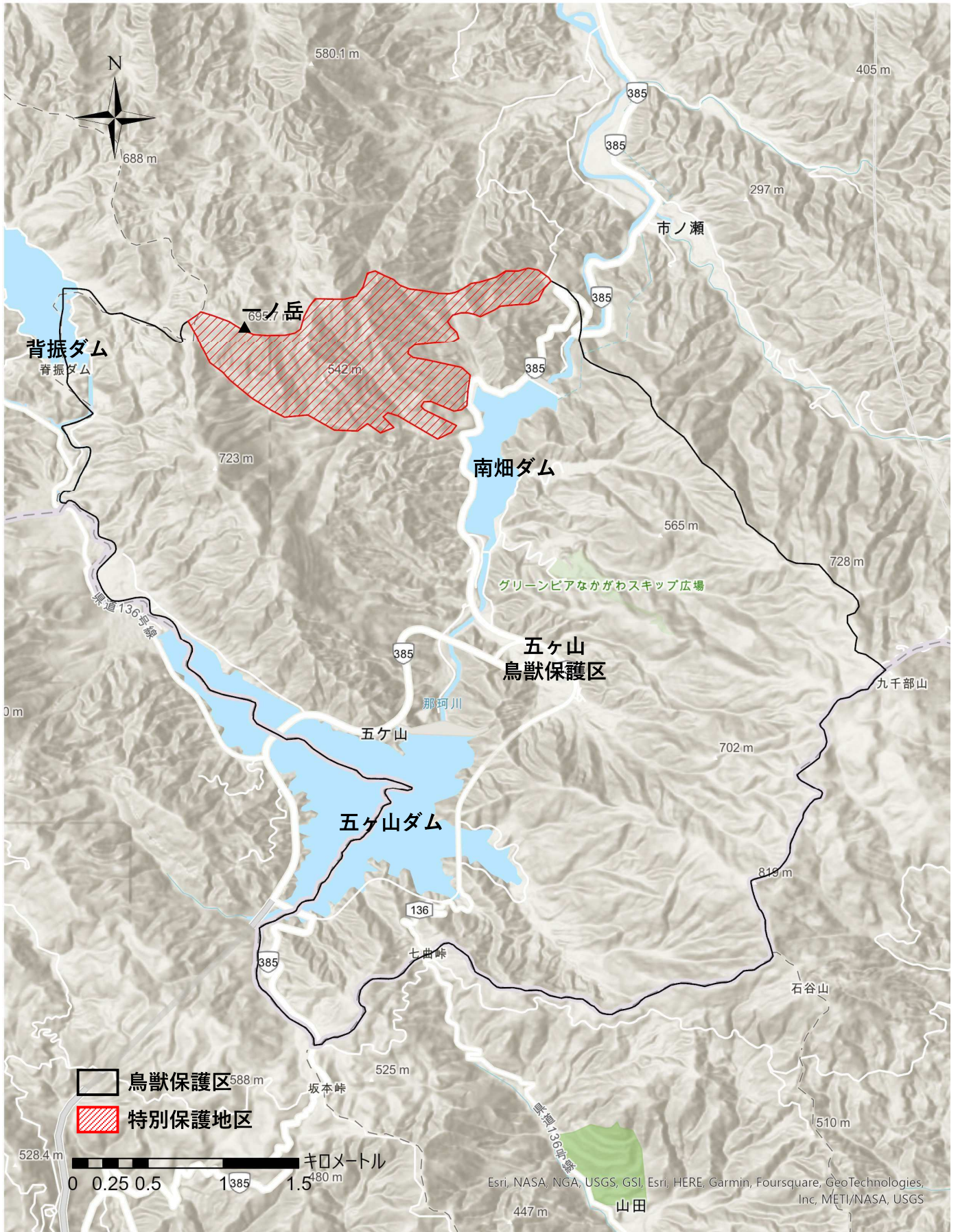
五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区位置図



五ヶ山鳥獣保護区

1:600,000	
凡 例	
	鳥獣保護区
	特別保護地区

五ヶ山鳥獣保護区区域図





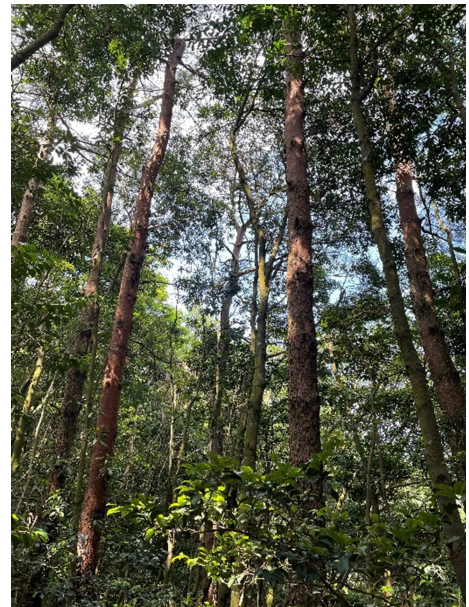
①アカガシ二次林



②アカガシ



③アカガシ二次林内に生育するアカマツ



④アカマツ二次林



⑤旧一ノ岳山頂付近のアカガシ二次林



⑥稜線部のアカガシ二次林



⑦シイ・カシ二次林(アカマツ混生)



⑧ヒノキ植林(アカマツ混生)



⑨山麓のシイ・カシ二次林(モウチクソウが侵入)



⑩山麓のスギ植林



⑪南畑ダムから一ノ岳・旧一ノ岳を望む



⑫南畑ダム



⑬一ノ岳山頂(標高696m)



⑭旧一ノ岳山頂(標高648m)



⑮ツクシシャクナゲ



⑯ツルミヤマシキミ



⑰ユズリハ



⑱ツクバネガシ



⑲特別保護地区看板



⑳ニホンヒキガエル(福岡県RDB絶滅危惧Ⅱ類)